

広島県道路公社有料道路料金徴収規程

別表2（第3条関係）

安芸灘大橋有料道路に適用

	車両の種類	摘 要
普通車	イ 小型自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第 185号，以下「法」という。）第3条に規定する小型自動車で，人の運送の用に供するものにあつては，乗車定員が10人以下のもの（夕に該当するものを除く。）
	ロ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車のうち，人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ハ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち，カ又はヨに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で，被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ニ 普通貨物自動車（車両総重量8ト未満かつ最大積載量5ト未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車のうち，貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で，車両総重量8ト未満かつ最大積載量5ト未満で，車軸数の合計が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ホ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8ト未満のもの）	法第3条に規定する普通自動車のうち，人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で，乗車定員が29人以下であり，かつ車両総重量8ト未満のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	カ又はヨに該当するけん引自動車と，被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びビ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8ト以上又は最大積載量5ト以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25ト以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち，車両総重量が8ト以上又は最大積載量5ト以上のもので，車軸数の合計が3以下のもの（ニに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下，かつ，長さ等が車両制限令（昭和36年政令第 265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	チ 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で，乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8ト以上のもので，道路運送法（昭和26年法律第 183号）第4条の規定による免許を受けて，同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が，当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条の第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに乗合型自動車で車両総重量8ト以上のもので，乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のもの
	リ けん引自動車が普通車，中型車または大型車（2車軸）である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両，ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びト又はチに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両

	車両の種類	摘 要
特 大 車	ヌ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの(トに該当するものを除く。)
	ル 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ハ、ヘ及びリに該当するものを除く。)
	ヲ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車でポールトレーラ以外のもの
	ワ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8ト以上のもの(チに該当するものを除く。)
軽 自 動 車 等	カ 軽自動車	法第3条に規定する軽自動車
	コ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ク 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの
軽 車 両 等	レ 自転車	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車
	ロ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ハ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車

注：安芸灘大橋有料道路については、自転車の通行料金を設定しない。